

第1405回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成31年1月24日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時10分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 高乗 秀明

4 欠席者 委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子

5 傍聴者 2人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1404回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件、報告3件

イ 非公開の承認

議案3件、報告3件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある事項に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第37号 「学校教育の重点2019」について

(事務局説明 諏佐 学校指導課長)

「学校教育の重点2019」について、御説明させていただく。重点の作成にあたっては、全面実施を控えている新しい学習指導要領の内容も踏まえ、本市教育が先導的に実施してきた「社会に開かれた教育課程」、また、この間、重要性が示されているカリキュラム・マネジメントの推進について、全ての教職員が理解し、実践できるようにすることとともに、重点の活用状況等に関する校長アンケートや、全国学力学習状況調査等のエビデンスをベースとすることで、学校教育全体の改善・向上につながるものとなるよう、構成と内容について検討してきた。

また、今年度の重点では、昨年、世界人権宣言から70年、本市の理想を明確化した「世界文化自由都市宣言」の40周年を迎えたことも踏まえ、人権尊重の精神を基盤に様々な人々と連携・協働しながら課題を解決する力を育成すること、人権尊重ということについて、改めて強調させていただいていたところである。

こうした中、今、世界共通の目標であるSDGsの実現、さらには、Society 5.0の到来など、将来の予測が困難な時代を迎えている。こうした未来社会を生きる子どもたちにどういった資質・能力を育成すべきか、本市のこれまでの学校教育の成果と方向性との関連させ、どのようなメッセージを発信するか議論し、まとめさせていただいた。

これらの検討の経過や、先日の勉強会でいただいた委員の先生方の御指摘内容も踏まえ、再度、案としてとりまとめさせていただいた。それでは、詳細について、安村課長補佐から説明させていただく。

(事務局説明 安村 学校指導課課長補佐)

学校教育の重点についてご説明させていただく。諏佐学校指導課長からあったとおり、先日の勉強会で御議論いただいた内容も踏まえ、本日議案としてまとめさせていただいたので、30年度との変更点を中心に御説明申し上げます。

配布資料は、議案となる重点の原稿、そしてパワーポイントスライドの参考資料。基本的には、議案の原稿に沿って説明させていただき、適宜、参考資料を御参照いただく。

まず参考資料2。学校教育の重点は、京都市の学校教育における単年度ごとの重点事項を示しているもので、毎年度作成し、全教職員に配布している。京都市の各学校園が教育活動を行う上で、重視する視点、基礎的・基本的な事項を確認するものであり、毎年度の学校経営方針策定時の基礎となるものである。また、管理職のみならず、全ての教職員が、この1冊で、基礎的事項を全て確認できるものとしても活用してもらえるように工夫を重ねている。

次に参考資料3。毎年度の学校経営を検討される際に参考とできるよう、なるべく早い時期に配布、説明会を実施することを心がけており、今回も議決をいただければ、2月中には、説明会を開催。その前段で、昨年度と同様、変更点を記載した概要版を各学校園へ電子メールで送付したいと考えている。

ここで目次をご覧いただきたい。構成については、30年度と同じとしている。その次の見開きになっている目次ページで、重点の全体の構成がわかるように記載している。

まずは、第1章、2019年度、京都市としての根幹の理念、学校教育・目指す子ども像を示し、その上で、第2章、2019年度、重視する視点を校種別も含めて具体的に示している。そして第3章、学校運営の柱という項目を設け、管理職だけでなく、全教職員が学校運営全体の方向性や課題を共通理解することができるように7つの柱で示し、その上で、第4章で、知・徳・体の項目で具体的な教育課題等における学校教育の方向性を示している。そして、巻末には参考資料として、今後の教育界の動きや関連資料、また先日の勉強会での意見も踏まえ、コラム的に示している参考資料を、巻末に掲載することとした。2019年度では、Society 5.0、SDGs、レジリエント・シティについて記載している。

こうした冊子の構成や方向性の検討に当たっては、毎年度実施している校長へのアンケートも参考とした。参考資料6ページを御覧いただきたい。アンケートは、28年度から実施しているもので、重点の各項目に沿って実現度等を図り、学校現場で今、課題を感じているものを把握するようにしている。自由記述欄を参考にピックアップさせていただいた。

「こうした重点の構成について、概ね整理されていてわかりやすい。構成やデザインについて、工夫されていてわかりやすくなってきている」という意見が多かった。また、「理解しておくべきことが詳細に書かれており、メリットがある一方、分量が多く、シンプルにしてほしい」という意見もあった。こうしたことも含め、継続性も踏まえ、基本的には、30年度と同様の構成とさせていただき、その上で、「働き方改革の視点にも触れてほしい」、「京都市としての根底の理念にもしっかり触れてほしい」という意見も踏まえながら、具体的な中身の検討にあたった。

それでは内容の説明に入る。原稿1ページの第1章、参考資料は7ページ以降を御覧いただきたい。校長アンケートにもあったが、学校教育の重点は、京都市の教育について、その根底の理念をしっかりと示す必要がある。平成24年度から、現行「伝統と文化を受け継ぎ、次代と未来を切り拓く子ども」として示し、これは重点全体、各項目を貫く方向性にも反映してきた。2019年度の案では、原稿のとおり、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」としている。この「創造する」については、副題としてあるが、「歴史に学び、今を見つめ、持続可能な社会の担い手として、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、未来社会を創造する。」という意味を込めている。

その考え方や理念について、1ページの内容に沿って御説明する。まずは第1段落に

あるとおり、番組小学校150年を迎える中で、京都で培われてきた開かれた学校づくりといった伝統と文化をしっかりと受け継ぐことを土台とすること。その上で、3段落目にあるとおり、様々な教育に関連する課題、またSociety 5.0の到来を控え、非常に予測困難な時代を迎える中、次の段落にある通り、「社会に開かれた教育課程」を理念とする新しい学習指導要領が本格実施の時期を控えている。さらには昨年6月には「Society 5.0にかかる人材育成」という提言が出された。その中では、「公正に個別最適化された学び」の実現や、「基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力をすべての児童生徒が習得する」ということ、Society 5.0においても必要であることが示されている。このような大きな動きについて、まずは確認、共通理解するとともに、こうした理念や提言が、「開かれた学校づくり」、また「一人一人を徹底的に大切にすること」という京都市がこれまで培ってきた教育の方向性と軌を一にするものであることをここでしっかりと共有した上で、今後もおれずにその歩みを確かにすることが重要であることを示している。

そして下から2段落目、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指す、世界共通の目標であるSDGsの理念も踏まえ、その目標達成に向けては、教育が全てのSDGsの目標の基礎となること、また、参考資料9ページにあるとおり、新しい学習指導要領の理念や、また11ページにもあるとおり、Society 5.0にかかる人材育成でも貫かれている理念である、多様な文化や価値を認め、互いに尊重し合い、共に助け合うこと、これは京都市が培ってきた人権教育を基盤とした営みの延長線上にある。こうした理念のもと、「人権文化の担い手」となるとともに、多様な他者との協働により、豊かな人生と未来社会を創造する「持続可能な社会の担い手」を育むことが重要であるということを示し、その上で「次代と自らの未来を創造する子ども」を育成するとしたところである。

また、今回、巻末24、25ページにコラムを掲載している。Society 5.0やSDGsについてだが、京都市の教育のこれまでの取組、そして今、学習指導要領の確実な実施に向けた取組が各学校・園で進められている中で、こうした京都市の取組の方向性と、Society 5.0における人材育成の方向性やSDGsなどで掲げられている理念について、基本的には軌を一にするものということを示す参考資料として、まとめている。25ページは特にSDGsについては、これまでの教育の方向性を変えるものではなく、学校現場が取り残されないよう、まず理念を先生方に知っていただき、共有することを目的とし、また地域に開かれた学校づくりや様々な探究的な活動がSDGsの理念にもつながっていることを少しでも意識してもらえたらと考えている。隣の裏表紙には、はぐくみ憲章と共に、今回SDGsの17の目標についてカラーで掲載する予定で、教職員にとって確認しやすいようにしている。

また25ページの下にある通り、京都市全体としては、SDGsをレジリエント・シティの実現に向けた取組と一体的に進めている。こうしたことも、学校教育との関連性も含め、参考資料的にコラムで掲載している。

次に原稿の2ページ。これを受け、目指す子ども像について、子どもたちに培うべき資質能力の面からとらえ、3つの姿であらわしたものである。これについては、30年度と同じく、「1 京都が育んできた伝統と文化に立脚し、広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造できる」、「2 学校教育をはじめ様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる」、「3 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる」という3つの姿を引き続き掲げている。こうしたことで、これまでの取組を今後も基盤とすることを明確に示している。そうした中で、3の人権文化の担い手についてだが、今年度の重点で、人権教育が全ての教育の基盤に、そして人権文化の担い手の育成を学校がより意識できるように改訂した。さらに、今回の改訂では、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念は、京都市の取組の裏返しであることをさらにしっかりと示しているところである。

ここまでは、京都市の学校教育、目指す子ども像である。続いて3ページに入る。第2章では、先ほどの全体の理念のもと、まず校種を貫く具体的な年度ごとの重視する視点を設定している。本市でのこれまでの取組の成果と課題を示しているが、これまで言語活動や協働活動を基盤とし、探究的な活動が教科横断的に進められてきた、その結果、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習の改善が図られてきたこと、また、2段落目、長年の課題である家庭学習について一定の改善が図られている一方で、全国的な状況から見ると今も課題であること、また規範意識の醸成や地域・社会への関心が低い状況についても、改善の傾向はみられるが、全国と比較して引き続き低い状況であることを示している。

平成28年度から、「自ら学ぶ力」「自ら律する力」を校種を貫く大きな柱として設定してきたところだが、これまでの懸命な努力により、先ほど申した通り、家庭学習の状況等は一定改善してきているが、引き続き学校現場においても課題と捉えており、特に、地域・社会への関心が低い状況について、「社会に開かれた教育課程」の視点、また、SDGsの理念も踏まえつつ更なる充実が必要であると考えている。こうした状況を踏まえて、2019年度については、30年度と同じく、箱書きにあるとおり、「子どもの『主体性』と『社会性』の育成を目指し、『自ら学ぶ力』と『自ら律する力』を学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める。」「カリキュラム・マネジメントの視点のもと、PDCAを意識し、教育課程に基づき、組織的かつ計画的に日々の教育活動の質の向上を図り、子どもの姿や地域の状況に応じた創意あふれる取組を展開する。特に『家庭での自学自習の習慣化』を重点課題として取り組む。」とした。その上で一番下には、働き方改革の視点で、教員が日々の生活の質を高め、学校指導・運営体制を構築し、より質の高い教育の実現を目指すことを新たに明記している。

参考資料27ページを御覧いただきたい。ここ数年設定している、重視する視点「自ら学ぶ力」「自ら律する力」について、校長アンケートで次年度も継続すべきかを今回初めて質問した。その結果、来年度においても引き続き設定することについて、「そう思う、大体そう思う」がほぼ100%となった。京都市の学校現場には一定浸透しており、重

要な視点となっていることがうかがえ、全ての校種また教育活動全体を貫く視点になっているのではないかと捉えている。高等学校長会でも議論をしていただき、当面継続すべきであるという意見であった。

また、参考資料28ページ以降については、家庭学習の状況等に関するアンケートや全国学力調査等のデータについて示しているが、先日の勉強会で御説明したとおりなので、また別途御確認いただきたい。

原稿4ページ以降の校種別についても、30年度に引き続き、「自ら学ぶ力」「自ら律する力」という重視する視点を踏まえた構成にした。幼稚園では、2. 小学校の学びにつなぐ「学びに向かう力」の育成の重要性について、30年度に引き続き重視する視点として掲げている。特に5ページ、小・中学校では、学習指導要領を踏まえ、深い学びにつながる授業改善と自学自習の習慣化を、特に重視する視点として、30年度に引き続き掲げているところである。6ページの高校では、こうした小・中学校の視点をベースに、総合的な探究の時間を軸とした学校教育目標達成に向けた学びの取組や、高大接続改革、道徳教育等、喫緊の課題などをおさえ、より幅広い視点で掲載している。7ページの総合支援学校では、学習指導要領を踏まえ、自主的自発的な学習を促し、子どもの主体性をより引き出す観点からの指導の改善、また、地域社会や関係機関との協働、連携による支援を進め、子どもたちが自分らしい生き方を実現できるよう、取組を進めることを示している。

次に、8ページ「第3章 学校運営の柱」である。学校運営の柱については、カリキュラム・マネジメントの視点等を踏まえ、29年度の重点から、7つの柱を明確に示し、学校教育を進めるにあたって押さえるべきトピックを盛り込み、管理職のみならず、全ての教職員が教育活動を行う上で、念頭に入れるべきことが確認できるものとしている。

はじめに、「1 子どもの命を守りきる」を引き続き掲げている。そして①では、学校施設面での安全確保の徹底を改めて示すとともに、②では、全国的にも引き続き課題となっている体罰の根絶について改めて言及し、そして③では、30年度の大きな災害の発生を受け、今一度徹底すべきことを示している。

9ページの「2 カリキュラム・マネジメント」では、引き続き、こういった視点が必要かを各学校がチェックできるよう、具体的な項目を示しながら掲載するようにしている。

「3 教員の資質向上」については、③で働き方改革について教職員の意識改革の重要性を明記し、各学校での取組をより一層進めていただくこと、また④では、昨年度策定した「京都市教員等の資質の向上に関する指標」との連動もふまえ、より一層の資質向上に取り組むことを示している。

「4 校種間連携」では、今回特に②で京都市全体でもプロジェクトを立ち上げ重点取組として進めている、幼稚園・保育園と小学校の学びと育ちをつなぐ取組について、具体的な事例も示しながら記載している。

「5 困りを抱える子ども一人一人の支援」については、不登校児童生徒への支援を

中心に、全ての子どもたちの教育の機会を保障する観点から、学校全体で、個に応じたきめ細かい支援の重要性を示している。

「6 保護者、地域との連携」では、これまでどおり、京都市の開かれた学校づくりの取組を核とした取組を進めるとともに、SDGsとの関連付けも意識しながら、社会とのつながりをより意識できる教育活動を進めることについて示している。

「7 関係機関や社会との連携による支援」については、特に子どもはぐくみ室を中心として、医療、保健、福祉の分野との密な連携により、総合的な支援を実現できる方法、取組を進めることを記載している。⑤の貧困家庭の子どもへの支援については、引き続き次の13ページで、子ども若者はぐくみ局からのメッセージとして、京都市全体の支援策についても、確認できるよう情報として掲載している。以上が柱である。

続いて、「第4章 『生きる力』を育む基本的な考え方」は、構成等は今年度同様で、知・徳・体で校種を貫いて共通する留意点を掲載しており、最近のトピックを踏まえて、改訂している。

まずは、15ページの「確かな学力の育成」。1でまず社会とのつながり、接続を実感できる授業への改善として、SDGsの視点も踏まえながら全ての子どもたちの学力をしっかりと伸ばすための基本的事項を記載し、2や3では、リーディングスキルとも言うが、Society 5.0に係る人材育成でも、文章を正確に読み取る力、基礎的読解力、そして数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童に確実に身につけることがうたわれており、こうしたことを改めて意識できるように記載させていただいたところである。

16ページでは、第4次京都市子ども読書活動推進計画について、また深い学びの実現や実践的英語力の育成等について、引き続き掲載している。

17ページの「豊かな心の育成」。道徳教育や伝統文化教育など、京都市の取組の基盤となる部分を引き続き示している。また、先日の勉強会での御指摘も踏まえて、今回「4 多様性を理解する姿勢の涵養」の、③東京オリンピック・パラリンピックを踏まえた記載の部分で、世界的にも大きな流れとして進められている「アンチ・ドーピング」の視点を踏まえた記述を新たに加えている。

19ページの「健やかな体の育成」では、1の②の部分で、部活動ガイドラインを踏まえ、生徒や教職員の健康管理の徹底など、より充実した部活動となるよう学校全体で取り組むことを示している。2保健教育では、性に関する基礎的・基本的事項の正しい理解と共に、SNSを通じた性的被害やLGBT等の子どもへの支援も含め、学校での共通理解と保護者の理解を得ながら丁寧に進めることを記載している。3飲酒・喫煙・薬物については、②で大麻をはじめとする違法薬物について、今一度その危険性等について、認識するように強調している。以上が本文の説明である。

21ページでは、引き続き、今後の教育界の動きという資料を掲載し、全ての教員が教育に関連する国や京都市の主な動きが確認できるようにしている。

また、22、23ページは、引き続き、本文中に注釈をつけた上で関連資料一覧を掲

載している。イントラネット上で、先生方が、データ上ですぐに内容を確認できるようにする予定である。

また参考資料40ページにも掲載しているが、別の配布資料として、今回、「学校教育の重点2019 for SDGs」を作成し、どの目標・ターゲットと関連付けた学習ができるかを表している。先日、日本経済新聞に掲載され、全国の815市区の持続可能な都市ランキングで京都市が首位となったところだが、学校現場ではまだまだ浸透していないSDGs、まさに教育が取り残されないようにしないといけない。学校の取組をこれにあてはめる、ということではなく、縛られることはないようにしつつ、取組の一つの参考例として示せればどうかと思案した。各学校の取組等を行うとき、「どの目標に近いのかな、当てはまるのかな」など、教員が少しずつでも意識することが、遠くても目標に少しでも近づくことになると考えた。重点の冊子に入れるのではないが、説明会の場で本冊とは別に、参考資料として配布したいと考えている。

2月25日には、校園長向けの説明会を予定している。説明会では、様々な教育界の変化や動きと京都市の教育との関連性、そして今回の改訂の趣旨について丁寧に説明させていただくとともに、先日の勉強会での御指摘があったとおり、各校、各教職員一人一人にその趣旨、メッセージがしっかりと伝わることを非常に大事であり、説明会での資料や映像等について速やかに各学校が閲覧できるようにするなど、しっかりと学校現場に伝わるように工夫してまいりたい。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 前回の委員会で頂いた御意見を踏まえ、修正をさせていただいた。

【奥野委員】 前回の勉強会で出た意見を反映していただき、すっきりとまとまっている印象。SDGs等は既に理解している先生もいらっしゃると思うが、そうでない先生も多いと思うので、説明会でどううまくお伝えいただくかが非常に大事。しっかりとお願いしたい。

【高乗委員】 説明を聞かせていただき、毎年、この重点が練り上げられていく様子がよく理解できた。今年は「Society 5.0」や「SDGs」、「レジリエント・シティ」等国际的な流れをバックグラウンドに置きながら、京都市の教育を改めて見直してみろという作業をされており、大変御苦労様であった。改めて感謝申し上げる。文面は十分練られているもので、どの文面を直してほしいということではなく、今の奥野委員の御意見とも少し重なるが、説明会で留意いただきたい点がある。今回の子ども像に「創造する」という言葉が新しく加わっているが、大事なものは「子どもたちに社会の担い手として活躍してもらおう」という、社会参加・参画の視点。社会の担い手になるという自覚と意欲、意志、能力といったものを子どもたちにどう培っていくのかという視点がより一層大事になってきたと感じている。

ここ数年、京都市においても「政治的教養を育む教育」の取組を進めていただいている。今年は統一地方選挙と参議院議員選挙が重なる12年に1度の選挙年と言われているが、自治体選挙は、子どもたちが身近な地域の課題を捉え直す1つの機会となるのではないか。18歳選挙権が実施されてから2回大きな選挙があったが、10代の投票率が、初回はそこその数字だったのが、2回目は思わしくなかったと報道されていた。投票だけが社会参加ではないが、自分たちの住んでいる地域や社会の問題を主体的に取り上げて議論できるよう選挙という時機を逃さず積極的に取り組んでいただきたい。そういう視点にも説明会の場で触れていただけるとありがたい。

【星川委員】 前回の会議で意見があったが、参考資料「SDGs」等を最後にもってきてもらってよかった。難しい資料が間にあるとそれだけで息がつまってしまうのかなと。30年度であれば同じ場所に参考資料として「学習指導要領の改訂」と「新しい3学期制」の記載があった。これはみんなが知らないといけないことであるし、すぐわかる内容で、自然な流れであった。今回は「SDGs」等、耳慣れない言葉も含め、一番最後にもってきてもらってよかったと思う。

全体として、先ほど説明もあったように、校長アンケートの意見の反映について継続的に取り組んでいただき、学校が使えるもの、わかりやすいものになってきたと思う。アンケートにあったように「できるだけシンプルでメッセージが伝わるような」学校教育の重点に仕上げてほしいし、今年もすいぶん努力していただいたと思う。1ページの「京都市の目指す子ども像」に副題「～歴史に学び、今を見つめ、持続可能な社会の担い手として、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、未来社会を創造する～」を入れてもらったことで、後ろの内容にもつながるのでよかったと思う。前回の会議で、「超スマート社会（Society 5.0）」がひっかかったので、「なぜ大臣懇談会の報告そのままなのか」というような言い方をした。1ページで大臣懇談会の中身は本文に入れてもらったが、その前の今日の社会の状況を説明している箇所「今日、少子高齢化や人口減少社会の進展などに起因する子育ての孤立化、家庭の経済状況から生じる困りなど、引き続き、教育に係る課題が多岐にわたっている。また急速なグローバル化とともに、人工知能（AI）等の飛躍的な進化などによる超スマート社会（Society 5.0）の到来を控え、将来の予測が非常に困難な時代を迎えている。」という文章に引っかかりを覚える。「超スマート社会」は、第5期科学技術基本計画において、サイバー空間とフィジカル空間を繋いだものと定義されている。一方、「Society 5.0」は、海外で「中国製造2025」やドイツの「インダストリー4.0」

などが打ち出されていく中で、「超スマート社会」に向けて日本が産業革新に取り組む戦略を名づけたものである。いつからか、情報社会に続く「Society 5.0」というふうに使われるようになったが、政治の世界で名称が一人歩きして意味が変わってきたのではないかと考えている。もともとの定義がどんな形で変わってきたのか、しっかり掴んでおいてほしい。30年度重点の「今、日本社会は、急速なグローバル化や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化や絶え間ない技術革新により、将来の予測が困難な時代を迎えている。」という記述の方が、読んでいてしっかりした文章だし、はっきりとわかる。「超スマート社会」についてもう一度検討いただき、「Society 5.0の到来を控え」というのは表現についてはちょっと慎重になった方がよいのではないかなと思う。ただ戦略的にこう表現した方が、学校現場にも通用するし分かりやすいという議論がなされているのであればそれでよい。

【在田教育長】 奥野委員から御意見のあった中身の徹底、説明会については、十分意識してやっていただきたいと思う。高乗委員からあった「政治的教養を育む教育」に関することは、2ページ等に一定記載してはいる。この辺を少し強調して書くことを検討したい。

【高乗委員】 内容的に例えば各校種別のページ、小中学校のところには「4③社会に主体的に参画する意識と行動力」等記載してもらっているので、決して記述がないということではなく、これだけ文章量が多いとどうしても拡散してしまうので、2019年度に限定した話としては、この辺りに焦点を当ててもらってもいいのかなと思う。そういう点では小中は丁寧に書いてもらっているが、ちょっと高等学校が弱い。本来、18歳の学齢の生徒たちを指導していただいている校種である高等学校がこういう議論のいわば主戦場になっていただかないといけない。大学改革もあるので、どうしてもそちらの方に視線がいくのだと思うが。

【星川委員】 それに関して、前にも一度発言させてもらったが、文科省は「主権者教育」、京都市は「政治的教養を育む教育」ということだが、私はできれば、括弧付きでもいいので「主権者教育」という言葉を使うべきだと思う。感覚として、過去には生徒をあまり政治に近づけたくないということもあって「政治的教養」という議論だったのではないかなと思うが、今はむしろ、一人一人が地域のことに関心を持ち、政治にももっと積極的に参加しようと、社会全体の流れがある中で、しっかりと主権者としてどう関わっていくのかという明確な目標、方向が必要ではないか。「政治的教養を育む教育」というのもうひとつピンとこない。京都市の方針で「政治的教養」という言葉を使うことになっているが、できれば括弧付きにするなどして、しっかり方向が見えるようなメッセージを学校に出すことが重要。

【在田教育長】 なかなか定義が難しいし、発達段階によっても違う。校種を貫く場合は「教養を育む」のほうがいいかなという議論があった。今の御意見を踏まえ、定義づけ等も学校現場の意見も踏まえながら、検討させていただきたい。Society 5.0の部分については、この部分の記述がなくても意味が十分通るように思うので、30年度の記述と照合しながら、修正をしていきたい。今の3点を留保させていただき、最終の修正案については、個別にお諮りさせていただきたい。

(議決)

教育長が、議第37号 学校教育の重点2019について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案3件、報告3件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第38号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

審議いただく内容は大きく2つあり、1つ目が会計年度任用職員の創設に係る関係条例の改正であり、2つ目が時間外勤務時間数の上限等が新設された改正労働基準法に係る関係条例の改正である。

まず、会計年度任用職員について説明させていただく。平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、一般職の「臨時的任用職員」及び特別職の「非常勤嘱託職員」の任用要件が厳格化されるとともに、厳格化された任用要件に該当しない職の移行先として、新たに一般職の「会計年度任用職員」が創設された。

教育委員会においても、改正法の趣旨を踏まえ、現在任用している臨時的任用職員・非常勤嘱託職員の職の在り方を見直すとともに、新設される会計年度任用職員の給与や休暇制度等の勤務条件の整備について、市長部局や他都市の状況を踏まえながら、検討を進めてきたが、2月市会において京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例等

の条例改正案を上程することとする。

特別職非常勤嘱託職員は本市の学校現場においては、約2,000人、臨時的任用職員は約1,300人が任用されている。例えば、特別職非常勤嘱託職員の代表的な職としては、非常勤講師であり、臨時的任用職員の代表的な職としては常勤講師があげられる。その他にも様々な職が学校園で勤務しており、重要な担い手となっている。

その一方で特別職非常勤嘱託職員は、本来医師など専門性の高い者が想定されているが、全国的に一般事務を行う嘱託職員や非常勤講師が、「特別職」として任用されている場合がある。

また、「一般職」の非常勤職員を採用することは、地方公務員法上は可能であるが、その採用方法などが明確に定められておらず、本市も含め全国的に採用が進んでいない状況であり、こうした法の趣旨と実態との乖離を見直すために、今回法の改正が行われた。

次に改正法の概要について説明させていただく。

まず、特別職非常勤嘱託職員の任用要件の厳格化についてであるが、地方公務員法が本来想定する医師など「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化し、任用できる職種が限定された。

次に臨時的任用職員の任用要件の厳格化についてである。任用要件が正規職員の出産休暇や病気休暇など「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に任用できることに厳格化され、同一労働同一賃金の観点から給与や休暇等の勤務条件は正規職員と同様とすることが求められることとなる。

こうした任用の厳格化により任用要件を満たさなくなった職種については、今回新たに創設された一般職の会計年度任用職員に整理されることとなり、さらに、勤務時間に応じて、フルタイム・パートタイムの2種類が規定されることとなった。

総務省が示している臨時的任用職員と会計年度任用職員の勤務条件について、例えば職務内容や職責については、臨時的任用職員は正規と同様となり、会計年度任用職員は正規職員や臨時的任用職員と異なるものとなる。また、給与制度については、臨時的任用職員については、同一労働・同一賃金の観点から正規並みにすることが求められている。また、会計年度任用職員についても、例えば、法律上、フルタイムには期末手当及び退職手当を支給でき、また、パートタイムには期末手当を支給できる規定が設けられている。その他手当についても、総務省からは、正規職員等との均衡を図りつつ、必要な手当については支給すべきと示されている。

次に改正法を踏まえ、本市職員の職の見直しの概要について説明させていただく。

管理用務員・給食調理員を除く教職員について、「改正後」の特別職非常勤嘱託職員については、法の趣旨に則り、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師」を引き続き、特別職として任用し、勤務条件に変更はない。

「改正後」の臨時的任用職員については、学級担任等を担い正規教職員に準じる職務を担う常勤講師などを引き続き臨時的任用職員として任用する。また、休暇や給与等の勤務条件に変更はなく、現行どおり正規に準じた取扱いとする。

会計年度任用職員については、現在の臨時的任用職員や特別職非常勤嘱託職員のうち、改正法の要件に該当しない職をすべて会計年度任用職員に移行する。

次に管理用務員と給食調理員の職の移行について説明させていただく。

両職種は正規・非正規ともに経験の差はあるものの基本的にはほぼ同等の業務を担っているが、処遇別で高い者から順に並べると、現在は、正規職員、特別職非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の順となっており、この序列は市長部局にならっている。特別職非常勤嘱託職員として任用されている者には、過去に本市の正規職員や再任用として勤めあげた後、引き続き任用されている者が多く任用されている。

一方、臨時的任用職員については、本市職員としての経験が全くなくハローワーク等の募集で任用されている者が大半であり、こうした経験の違い等から、管理用務員・給食調理員や市長部局では、臨時的任用職員よりも特別職非常勤嘱託職員の処遇が上位となっている。

また、両職種とも正規職員の採用の凍結を行っているところであるが、業務の安定運営を行うために、業務管理や人材育成などの基幹となる業務を正規職員とともに担う「臨時的任用職員」を新たに設置するとともに、現在の特別職非常勤嘱託職員・臨時的任用職員の大多数を「会計年度任用職員」に移行する。

正規職員と新たな臨時的任用職員には、会計年度任用職員に対して人材育成等の役割等、職責を明確にすることで会計年度任用職員と職務内容の違いを設ける方向で調整を進めている。

このため、移行後の臨時的任用職員の処遇については、常勤講師等の教員と同様に、正規水準まで引き上げることを想定している。

次に教育委員会事務局で任用している職員の職の見直しについて説明させていただく。

事務局で任用している職については、学校園で勤務する職を除き、市長部局と足並みをそろえ移行する。

教育委員や中央図書館長など、専門的な知識経験に基づく助言等を行う特別職の方については、現行と同様、引き続き特別職非常勤嘱託職員として任用するが、それ以外の職については、会計年度任用職員に移行する。市長部局では「会計年度任用職員A」という職となるが、現在、市長部局で運営されている非常勤嘱託職員の勤務条件を踏襲する形になる。その他、市役所にはアルバイトとして勤務する臨時的任用職員が存在するが、単純な事務補助を行う臨時的任用職員Bを会計年度任用職員Bとし、育休・病休など正規職員の欠員代替として任用している臨時的任用職員Aを、移行後も臨時的任用職員として任用する。

次に会計年度任用職員の勤務条件についてであるが、今回の条例改正では、例えば、会計年度任用職員に期末手当を支給できる旨を規定するなど、大枠部分のみを定め、詳細については、規則以下で規定する方針である。規則については、あらためて教育委員会にて説明させていただくが、基本的な考え方としては、市長部局が創設する会計年度任用職員の勤務条件を基本としつつ、現在の業務の維持及び学校現場に勤務する教職員

の勤務の特殊性を考慮し、一部については教育委員会独自の運用を行うこととする。独自の運用の例としては、市長部局においては、現行の非常勤嘱託職員でフルタイム勤務の者はいないが、教育委員会においては、フルタイム勤務の者がおり、現行水準を維持するため、会計年度任用職員のフルタイムを設置する。学校現場に勤務する職員が意欲とやりがいを持って職務に従事できるよう規定整備を進める。

また、職員団体と労働組合との交渉状況についてであるが、職の移行案や勤務条件等の大枠部分については妥結している。

次に会計年度任用職員に係る関係条例の改正について説明させていただく。

会計年度任用職員の勤務条件等については条例や規則等で定めることが必要であり、総務省が示す条例改正案等を参考に関係条例の改正を行っている。

まず、議第38号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の改正については、定義において、会計年度任用職員を適用することを追加する。学校現場に勤務する管理用務員・給食調理員以外の会計年度任用職員は、本条例の適用を受けることとする。

また、事務局任用のALTや学校司書、総合育成支援員などの職についても、市長部局では同様の職はないため、本条例を適用することとする。

給与関係については、会計年度任用職員に適用する給料表及び支給する手当等の大枠について規定する。

勤務時間については、会計年度任用職員のパートタイムの勤務時間を規則に委任する規定を追加する。なお、勤務時間については現行の水準を維持することとする。

休暇関係についても、規則に委任する旨を規定する。

休業関係については、会計年度任用職員は育児休業及び育児部分休業の適用を受ける旨の規定を追加する。

議第39号 給食調理員、議第40号 管理用務員に関する条例についても、それぞれにおいて、会計年度任用職員に適用する給与や手当等についての規定を追加する。

次に会計年度任用職員の創設に伴い市長部局にて制定・改正する条例について説明させていただく。

市長部局においては、京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例を新設し、教育委員会においては、事務局任用のうち、市長部局並の者が適用対象となる。

その他の一部改正の条例についても、会計年度任用職員をそれぞれの条例で適用する又は適用しない規定を追加する。

改正条例の施行期日は32年4月1日となる。この後、条例改正案を2月市会に上程し、審議いただく。2月市会に上程する政令指定都市は、本市を含め4都市となっている。

条例案が可決した後、次年度に関係規則の制定や改正を行い、夏前には会計年度任用職員の募集を開始する予定である。なお、この3月からは早速システムの改修に向けた業者との契約事務等を本格的に始めていく。

条例改正の趣旨としては、会計年度任用職員の勤務条件等を規則等に委任する旨を定

めるということであり、繰り返しになるが、詳細については、後日改めて、規則改正の際に説明させていただく。会計年度任用職員に関する説明は以上である。

最後に2つ目の時間外勤務時間数の上限等に係る条例改正について説明させていただく。

条例改正の趣旨は、民間労働法制において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日から施行される。具体的には、労働基準法が改正され、その内容を踏まえ、「国家公務員」では1日7時間45分を超える時間外勤務は①原則、月45時間まで、年間360時間までとなる。ただし、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各省庁の枠を超えて他律的に決まる業務の比重の高い部署は年720時間以下、当該月を含む2月から6月の平均が80時間以内、1月100時間未満まで、上限が引き上げられている。

また、災害、法令立案など真にやむを得ない場合は上限を超えることができるとされているが、先程説明した上限を超えた場合はその必要性について事後的検証を行うこととされている。

そうした国の状況を踏まえ、地方公務員においても国家公務員を対象とした人事院規則に倣い、条例規則で定めるよう総務省から示されている。

本市においても市長部局において「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、具体的な時間外労働の上限規制等について人事委員会規則で定めるための条例改正案を2月市会で上程する予定である。

これを受けて、教育委員会でも同様に「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」の対象職員について市長部局と同様に条例改正するものである。具体的には正規の勤務時間を超えて教職員に勤務することを命じる場合等に関し必要な事項について人事委員会と協議し、教育委員会規則で定める旨の条文を追加するものである。

本条例の対象である教職員のうち、今回の条例改正の直接の対象となる職は時間外勤務を行っている職である事務職員と教諭等の教育職員となる。

事務局勤務の事務職員については本市の人事委員会規則で定められる内容をもとに教育委員会規則で定めることとなるが、上限規制等に係る具体的な内容は、今後、人事院から人事院規則が示される予定であり、現時点では先程説明した国家公務員の上限規制についてのみに示されている状況である。今後示される人事院規則で示された国家公務員の上限規制を基に市長部局の状況も踏まえながら、3月末に教育委員会規則でご審議いただき、事務局勤務の事務職員の上限を定める予定としている。

なお、学校現場の事務職員については民間の上限規制と同じ扱いとなるため、今回の改正労基法の内容が直接適用されることになる。

教員等の教育職員については、現在、国の中央教育審議会の初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」において上限時間の目安が検討されているところであり、現在示されている「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」の通りとなる見込みである。

文部科学省からは教育職員の上限規制の在り方については、３１年度に各自治体において検討し、３２年度中に規則等で定めるようスケジュールが示されているところであり、中央教育審議会における最終の答申とそれを受けた文部科学省の動向等を踏まえながら上限時間を検討していく予定である。

（委員からの主な意見）

【田教育長】 改正法の趣旨は本来法律が想定する特別職等の趣旨が拡大解釈され、それを是正することを目的として改正されたものである。教育委員会としては、国からの財政措置等については不透明な状況であるが、職の見直しとあわせて処遇改善を図っていきたい。

（議決）

教育長が、議第３８号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及びその他２件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

カ 報告事項

報告 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の一部改訂について

（事務局説明 菅野 学校指導課担当課長）

この「人権教育をすすめるにあたって」については、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という本市教育理念、さらには、「教育保障なくして子どもの人権尊重はない」という認識の下、長年、本市で進めてきた人権教育の取組の成果と課題の整理、人権教育の新たな展開と方向性を示すために、平成１１年に試案を作成し、平成１４年に最初の「人権教育をすすめるにあたって」が出されている。

その後、平成２０年３月に文部科学省の調査研究協力者会議から「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」が提言され、そうした内容も踏まえ、平成２２年３月に改訂を行い、現状は、その改訂版が本市の人権教育の指針となっている。

その後、人権教育の進め方自体については、大きな変化はなく、本指針の改訂は行っていなかったが、近年、いじめ防止対策法や教育機会均等法、さらには、いわゆる人権３法ともいわれる障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が施行され、とりわけ、個別的な人権課題についての記述の更新が必要な状況となってきた。そのため、今回の一部改訂では、そうした個別的な人権課題の内容を中心に改訂させていただくこととしたところである。

具体的には、「Ⅰ はじめに」について、今回の一部改訂の趣旨等、そして、「Ⅱ 人権教育のこれまでの動向」のところで、前回は、「はじめに」に入れていた人権教育にかか

わる経過と、この間の新しい学習指導要領やSDGsの理念を盛り込ませていただいた。

「人権教育推進の基本的方向」や「学校としての組織的取組と家庭・地域等との連携」の項目については、基本的にその枠組みは変更していない。

「個別的な人権課題に対する取組」の項目では、それぞれ各法令等も踏まえて現状にあうように加筆修正を加えるとともに、この間、特に課題となってきた、例えば、「子どもの貧困」や「LGBT等の性的少数者」といった項目を盛り込んだところである。

今回の一部改訂にあたっては、まず、各種法令や現状も踏まえ、原案を教育委員会事務局で作成し、その原案を基に、校園長に意見を聴取するアンケートを実施し、最終案をとりまとめた。今後、本年度中に冊子の形で全ての教職員に配布する予定である。

「Ⅱ 人権教育のこれまでの動向」では、前回改訂でも掲載していた世界人権宣言からの人権教育に関する流れとともに、今回は、「持続可能な社会の創り手」の育成に向けてということで、新学習指導要領の前文を掲載し、指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成に向けて「あらゆる他者を価値ある存在として尊重」という人権の理念が盛り込まれていることを示している。

そして、「誰一人として取り残さない」という全ての人に普遍的に適用される人権の理念やSDGsという普遍的な価値観を共有した上で、多様な他者との協働により、「持続可能な社会の創り手」を育成するには、人権教育を基盤とした取組が重要であることを示したところである。

5ページからは「Ⅲ 人権教育推進の基本的方向」について記載している。ここは、基本的に前回の内容からほぼ変更はないが、本指針のポイントあるので少し説明させていただく。

まず、1では、本市の人権教育の目的として「自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成、すなわち「人権という普遍的文化」の担い手を育成する」と示している。

また、7ページからは、人権教育をすすめるにあたり、「人権としての教育」「人権を通しての教育」「人権についての教育」「人権のための教育」という4つの視点から人権教育を推進することの重要性を示している。この4つの視点からの人権教育の推進については、これまでから学校現場に対しても特に強調してきたところである。

まず、「人権としての教育」という視点は、教育を受けること自体が重要な人権であるとの認識に立って、就学の機会均等の保障はもとより、「生きる力」を培う豊かな教育を受けることが保障されているかという視点である。特に、今、子どもの貧困ということが大きな課題となっているが、家庭の経済的条件等、本人の責に帰さない事由に起因して自ら学習するうえで困難な条件を有し、その能力が十分伸ばしきれていない子どもに対して、日々の教育実践の中で、学習への動機付けや学力向上の取組を進めることの重要性を示している。

次の「人権を通しての教育」については、学校教育全体を通して、子どもたちが人権

の大切さを日常的に感じながら、学習することができる環境を学校や学級において作り出すことができているかという視点である。

「人権についての教育」については、子どもたちが人権についての理解・認識を深め、人権を守る意欲や態度を育むとともに、人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うことができているかという視点である。観念的な理解に終わらず、正義感や公正さを重んじる心を育む学習を進めるといった視点や身近な人権問題を取り上げること、参加・体験型の学習を取り入れるなど指導方法の工夫、体験活動の機会の活用等について示している。

最後に「人権のための教育」は、学校教育活動全体を通して、すべての人々の人権が尊重される社会を実現し、その社会を担い得る人間として成長する子どもの育成を目指す教育実践が行われているかという視点である。人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成によって、人権の確立した社会を実現できることを全教職員が共通理解し、各校の人権教育の充実を図ること、さらには、家庭、地域社会が連携して人権文化を育んでいくことについて示している。

10ページからは、こうした4つの視点による人権教育をどう進めていくかということで、ここも前回とは大きな枠組みの変更はしていないが、学校としての組織的取組と家庭・地域等との連携について示している。

ただし、前回の改訂時からの時間の経過の中で、例えば人権教育についても、教科横断的な視点で教育課程のPDCAサイクルを展開する「カリキュラム・マネジメント」や、この間導入された、「特別の教科 道徳」や「道徳教育推進教師」、また、組織改正で新たに設置された子ども若者はぐくみ局や区役所の子どもはぐくみ室、そして、校種間連携の更なる推進なども盛り込んだところである。

13ページからが今回の一部改訂の中心である個別的な人権課題についてであり、ここでは、人権教育が、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチがあいまって人権尊重についての理解が進んでいくことを示している。個別的な人権課題に対する取組を進めるにあたっては、児童・生徒一人一人の課題を的確に把握し、自己実現に向けた自立を支援するなど「Ⅲ 人権教育推進の基本的方向」で示した目的や視点に十分配慮し、地域の実情や児童・生徒の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要があることを示し、その上で、個別のアプローチとして、様々な課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、各校の実情に応じて、より身近な課題、児童・生徒が主体的に学習できる課題、児童・生徒の心に響く課題を選び、時機をとらえて、効果的に学習を進めていくことや児童・生徒一人一人が自らの問題としてとらえ、自己の生き方を考え、行動できる契機となるような指導を行っていくことといった留意事項を示している。

冊子の15ページからが、今回の一部改訂の中心となる個別的人権課題を掲げており、具体的に言えば、子どもにかかわる課題として、例えば、いじめについては、いじめ防止対策推進法や条例、また、本市の取組指針等が出される中で、「いじめの積極的認知」

といった取組が推進されてきていることや、不登校について言えば、いわゆる教育機会確保法が制定され、未然防止に向け初期段階での対応や個の状況に応じた登校支援等が求められてきたこと等を新たに加筆している。

18ページのインターネットによる人権侵害に関しても、特に、前回改訂時には普及していなかったスマートフォンの問題、さらにはSNSによる、誹謗中傷やいじめ等に加えて、自分自身の情報流出といったことも、自他を大切にする人権教育の課題として出てきている。また、子どもの貧困やLGBT等性的少数者にかかわる課題についても、前回改訂時以降に大きな課題となってきたため、今回、新たに盛り込んだところである。

なお、前回改訂から項目としては変わっていない課題、例えば22ページの障害のある人にかかわる課題で言えば、障害者差別解消法に伴う合理的配慮といった内容、23ページの同和問題にかかわる課題について言えば、部落差別解消法の制定に伴う記述等、24ページの外国人・外国籍市民等にかかわる課題について言えば、ヘイトスピーチ解消法や外国にルーツのある子どもを取り出して個別に指導する特別の教育課程による日本語指導といった内容について、加筆しているところである。

最後の26ページの「その他の課題」については、前は例示をするのみであったが、今回は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている13の課題のうち、1の「子どもにかかわる課題」から6の「HIV感染者等にかかわる課題」に掲げていない課題について、法務省の文言を引用する形で、趣旨についてやや詳しく記載している。

報告は以上だが、既に管理職に対しても、最終案をお示しし、そのポイントについて説明させていただいたところであり、また、その際の、佐藤総合教育センター所長の講義映像についても、総合教材ポータルサイトにおいて学校園に向けて配信することとしている。また、来年度の人権教育主任に対する研修などにおいても機会をとらえて説明していこうと考えており、こうした教育委員会からの発信や学校園における校内研修等を通じて、今回の一部改訂を契機とし、人権教育に関して、各学校の教職員に改めて共通理解を図り、人権教育を基盤とした学校教育の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えているところである。

（委員からの主な意見）

【在田教育長】 丁度良い時期に改訂作業をすることができた。校園長会とも連携しながら進めることができた。

【高乗委員】 近年の社会の移り変わりが反映されており、タイムリーな情報が入っている。この指針の範疇であるかわからないが、先日、渡日外国人問題について新聞報道されていた。内容は、日本に住んでいる外国人の中に、特に政令指定都市の中で、京都市には400～499人もの未就学児童がいるとのことだった。この調査がどれほど正確なのかはわからないが、実際私が関東圏にいたときにはこうした方々とも多少お付き合いもあった

た。中には、ブラジル人学校等の民族学校がある地域もあり、親の経済的負担がかかっても、民族学校等に通わせられる間はよいが、保護者の就労状況が変わり、経済的に厳しくなると、金銭的に学校に通わせることが難しくなり、子どもの行き場がなくなるということになる。そのような子どもが、公立学校に来てさえくれば、義務教育を受けられるが、未就学の子どもが500人近くいるとなれば、看過できない問題であると思うが、何か検討できることはないか。

【清水教育企画監】 その調査による数字は、「義務教育を受ける年代の外国籍の子どもの数」から「公立学校の児童・生徒の数」を差し引いた数字であり、公立学校以外の私立学校や民族学校などに行っている子どもの数は算定されておらず、学校に通えていない子どもの数ではない。学校に通えていない外国籍の子どもはその数字よりも相当少ない。そのような子どもたちに対して、教育委員会としては、就学通知の送付や、家庭訪問等で把握に努めているが、それでも学校に行かないと言われる場合や、引っ越しによりどこに住んでいるのかわからなくなっている場合もあり、隙間に埋もれている子どもも一定数いるかもしれない。

【事務局】 本市の国際交流協会、京都府等の関係機関とも連携し、できるだけ丁寧な対応をしていく。

報告 平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会について

（事務局説明 榎木 総務課長）

1月22日（火）に開催された平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会の内容について報告申し上げます。

まず、文部科学省の丸山大臣官房審議官から初等中等教育をめぐる最近の動向について教育行政説明があり、続いて、協議題として、31年度文教予算に対する要望活動等について、平成30年度地方教育行政功労者表彰についてそれぞれ報告があった。また、分科会では、教員の育成をテーマに情報交換が行われた。

教育行政説明では、働き方改革関連の内容が中心であり、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申案）」及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の内容、また、31年度の定数改善や、スクール・サポート・スタッフ（京都市では校務支援員として配置）の配置増、部活動指導員の配置数倍増についても説明された。

31年度文教予算に対する要望活動等の報告では7月19日の通常要望、11月21日の重点要望及び猛暑対策としての空調整備やブロック塀対策など防災対策に係る緊急要望について説明があった。

分科会では、人材確保や若手教員の養成、ＩＣＴ教育や教員の英語力など新たな課題への対応や管理職のなり手となる教員の育成等について議論が行われた。京都市からは、京都教師塾や教員への生徒指導ハンドブックの配布、自宅で研修や研究授業の動画を視聴できる「おうちポータル」の取組等について紹介した。

来年度の当番市は札幌市で、例年のとおりであれば５月に第１回協議会が開催される予定。報告は以上である。

（委員からの主な意見）

特になし。

報告１件について、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、非公開。

（４）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

１月１７日～３月１７日 国際博物館会議（ＩＣＯＭ）京都大会プレイベント
「京都謎解きミュージアム巡り」

１月１９日 西京高等学校附属中入学者選考

１月２０日 第１３回「至高の動くおもちゃづくり」トイ・コンテストグランプリ in KYOTO

１月２１日 京都芸術教育コンソーシアム（Art-e Kyoto）平成３０年度フォーラム

１月２３日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１２時１０分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長